

第1回島根県教育課程審議会 議事録

平成22年9月10日(金)

10:00~12:00

島根県教育センター

教育長挨拶

第1回島根県教育課程審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、御多忙の中をお出かけいただきまして誠にありがとうございます。平素は、本県の学校教育につきまして格別の御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、皆様御存知のとおり、学習指導要領が改訂され、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、高等学校では平成25年度から新学習指導要領が完全実施となります。

本県におきましては、平成20年度から二年間にわたり、この新学習指導要領の趣旨を踏まえた「教育課程の望ましい編成と実施について」県教育課程審議会に諮問し、答申をいただいたところでございます。

今後、新学習指導要領での高校入試が25年度入試から始まります。この実施を控え、今年度の教育課程審議会に対しましては島根県立高等学校入学者選抜についての諮問をさせていただきます。

高等学校入学者選抜につきましては中学校教育及び高等学校教育に大きな影響を及ぼすものであり、また、県民の大きな関心事でもあります。

審議会委員の皆様におかれましては、今回諮問いたします事項につきまして、十分に御審議いただき、本県の入学者選抜がより適切なものとなるようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

諮問文読み上げ

島根県教育課程審議会に対する諮問

次の事項について、理由を添えて諮問します。

「島根県立高等学校の入学者選抜方法の改善について」

平成22年9月10日

島根県教育課程審議会長 様

島根県教育委員会

理 由

本県では、平成21年3月、島根県教育課程審議会から「学習指導要領の改訂に伴う幼稚園、小学校、中学校における教育課程の望ましい編成と実施について」、平成22年6月には「学習指導要領改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について」、「学習指導要領改訂に伴う、特別支援学校及び小・中学校特別支援学級における教育課程の望ましい編成と実施について」の答申を受け、

新学習指導要領の実施に向けた取組を各校において行っているところである。

また、本県の高等学校入学者選抜制度は、平成15年度入試において大きく改善され、その後は毎年若干の修正を加えながら実施してきた。高等学校入学者選抜の在り方についても、新学習指導要領の趣旨に照らして多様な観点から再検討を行い、適切な改善を行う必要がある。

上記の理由から、以下の事項について諮問する。

【検討すべき具体的事項】

島根県立高等学校の入学者選抜方法の改善について

【検討すべき具体的事項の内容】

島根県立高等学校の入学者選抜方法の改善について

- 1 推薦入学、スポーツ・文化特別推薦、中高一貫教育校の特別選抜の在り方について
- 2 各高等学校、各学科等の特色に配慮した選抜方法について
 - 個人調査報告書の内容、個人調査報告書と学力検査の比率について
 - 傾斜配点について
 - 面接について
- 3 多様な生徒に対する入学者選抜について
 - 帰国生徒等の取扱いについて
 - 県外からの生徒の出願について
 - 特別な支援を必要とする生徒の対応について
- 4 受検機会の複数化について
 - 第2志望校制度について
 - 第2次募集について
- 5 その他

会長、副会長選出

協議

会長 協議内容は大きく2つあります。専門調査委員会の設置、具体的な島根県高校入試の在り方についてです。まず、専門調査委員会の設置について事務局が説明します。

事務局 島根県教育課程審議会規則第3条第2項です。「審議会は、特別な事項を調査審議するため必要があるときは、教育職員、関係行政機関の職員又は学識経験のある者の意見を求めることができる」とあります。専門調査員には高等学校入学者選抜制度について調査研究し、その後審議会で検討していただく事項を整理して報告いただこうと考えています。今回は高校入試についてなので専門調査員は高校から5名、中学校から5名、合計10名に委嘱したいと考えています。専門調査員会設置要領を定め、専門調査員会を設置することについて伺います。

会長 質問があれば伺います。

会長 この専門調査員会は平成20年度、平成21年度も設置しています。この審議会で出た意見をできるだけ活かすような答申の本体を作るという役割を持った会です。今回の設置についてよろしいでしょうか。

委員 賛同

会長 それでは今回も設置するということできたいと思います。

次に審議事項の2ですが、第1回審議会の主要な審議内容です。項目が多いので区切ります。最初に第1項目、推薦入学、スポーツ・文化特別選抜、中高一貫教育校の特別選抜の在り方について意見交換をしたいと思います。事務局が説明します。

事務局 推薦入試について、昭和57年度より実施しており、各学校が入学定員の50%まで行っています。50%を越えて実施したい学校は、県教委と協議の上、パーセントを増やして実施しています。すべての学校で実施しているわけではなく、平成22年度は29校59学科で推薦入試を設けています。以前は30%まででしたが、前回の答申により、50%まで拡大するということに改訂しています。各校が自校の推薦入学の対象者はこういう生徒であると文章で表現しており、学力検査では計れない個性、意欲等も評価しています。選抜方法は、各校とも面接、個人調査報告書等の書類審査によっています。

続いてスポーツ特別推薦ですが、平成16年度に島根県で全国高等学校総合体育大会がありました。優秀な人材が県外に流出しているということが過去にあり、優秀な人材を重点校に入学させて選手強化したいという目的で始まったものです。平成16年度試行で始まり、平成17年度入試から正式実施になっています。選抜方法は面接、書類で行っています。平成22年度の実施校は17校28競技です。1競技4名以内、2種目以上の場合最大8名以内で募集をしています。あまり人数が多くなっても、他の募集方式との兼ね合いがあるので、2種目以上の場合最大8名以内で合格者を出しています。

続いて文化特別推薦ですが、平成19年度に島根県で全国高等学校総合文化祭が開かれました。これに向けて文化活動の推進を図っていこうという目的で、平成17年度入試試行で始まっています。平成21年度から正式実施で、現在まで実施しています。選抜方法は面接及び書類で行っています。平成22年度入試では8校9分野で実施しています。この文化特別推薦については、総合文化祭が終了してから志願者が減っています。平成22年度入試でも志願者がいたのは2校6名だけで、低調に終わっています。こういう点も課題であると考えています。

それから中高一貫教育校の特別選抜ですが、飯南高校、吉賀高校で平成13年度から実施しています。中学校から高校への入り口のハードルを低くし、その分6年間一貫した教育をしようという目的で設置しており、選抜方法は学力検査を用いない簡便な入試ということで、面接、自己報告書、課題レポート、作文等による選抜を行っています。

以上、説明を終わります。

会長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

委員 学校現場のほうから2点ほど。県の中学校進路研会長として意見ををお願いします。

まず、スポーツ・文化特別推薦です。中学校にない部活動の推薦もありますが、推薦をすること自体に無理があると思います。例えば江津高校水球部、浜田高校合唱部など。

次に、中高一貫教育校について、学力検査がないので、生徒たちの学習意欲に支障をきたし

ている声を中学校から聞いています。

事務局 中学校にない部活動については、国体等の競技力向上を目指すためには早い段階での育成が必要ということで、ある程度実績のある高校に集中的に集める形でやっています。文化部についても同様です。中学校で、意欲だけで推薦していくというような実態については、高校側からも意見があり、検討していただきたいと思っています。

2点め、中高一貫校については、ハードルを低くして6年間を通して社会で自立していける生徒を育成することを目指してやっております。中学校と高校で工夫した教育課程を編成できることが魅力です。中学校や保護者からも、学力検査がないことによって学習時間が減っていくことについて意見があり、学力検査を取り入れることを検討してもらえないかということを知っています。高校でも少しずつ取り組みを考えており、徐々にそのような意見は少なくなってきたと聞いています。

委員 推薦入学について30%から50%に上がったということですが、一般入試から見ると、推薦入試のパーセントが上がると間口が狭くなるという印象を受けます。30%から50%へ上がったときそういう懸念はなかったのでしょうか。またその経緯は？

事務局 前回の審議会での審議の際に、推薦入学を実施している高校から、推薦で入学した生徒は一般入試で入ってきた生徒と比べたときに、学習意欲が高く、特に早くから推薦入試を導入した専門高校では、推薦入学で入った生徒が入学後も意欲的に学習できる、目的意識を明確に持って入ってきているので成果があるという報告があったということです。こういうわけで、30%から50%へ上がったという経緯があります。推薦入試のパーセンテージの高い高校は専門高校が多いわけですが、そういった理由です。

委員 推薦入学を始められて、これまである程度歴史が積みあがってきているわけですが、この入試の目的に対する効果や成果など、教育委員会としてどう評価しているのか、お聞かせください。

事務局 推薦入試をしたことで、基本的にプラスの面が多いと思っています。目的意識の点、中学校側からも推薦で入った生徒の動向について気にかけてもらっていること、特に専門高校については、高校でやりたいことがはっきりしない生徒が、夏休みなどに実施される専門高校のオープンキャンパスなどに参加して、推薦を受けるといった形になっているという点で、効果は大きいと考えています。時期的に1月終わりに内定が決まっていますので、2、3月での学習、生活指導、学力検査受検者、私立高校受験者も一緒にいる学級の経営が難しいという中学校からの話もあります。高校としても60%まで推薦をしている学校もあり、割合が増えれば増えるほどいろいろな生徒が入ってくる可能性があり、課題はでてきています。

委員 スポーツ推薦導入の目的の一つが、人材の県外流出を止めるということでしたが、状況はどうなっていますか？

事務局 実際は保健体育課が資料をもっているのですが、そこまで状況をつかんではいません。中学校現場で現状をつかんでおられれば伺いたいたのですが、いかがでしょうか。

委員 人材の県外流出を防ぐために、中学校長会と公立高校校長会と協定を結び、以前は11月1日だった解禁日を8月1日から声をかけてよいということに前倒ししています。しかし県外からはもっと早くから声がかかるということで、前倒しはあまり有効でない校長会の方では見えています。これについて、実情や課題についてアンケートをとっている最中です。中学校長会から推薦されているので、中学校代表として学校現場の声を言わせてください。

先ほど推薦制度はプラスの面が多いという話でしたが、たしかに推薦制度そのものについては反対するわけではありません。ただ、現場はかなり混乱しているのは事実です。担任、学年主任はどの生徒を推薦するのかについて保護者も含めて、基準などで混乱が起きている。保護者、生徒ともに推薦を希望している場合、学校としてはどこで線引きをするかということで混乱しています。たとえば、中学校側が部活にない競技で推薦することはできないが、保護者は強く希望する場合があります。そもそも強くその学校に行きたいと思う生徒は、勉強も頑張っただけで十分一般選抜で受かっていくと思います。推薦入試では、意欲もあり、学科に適しており、人物的にも間違いのないという生徒だけを推薦したい気がします。それを考えると、そんなに推薦枠を広げなくてよいのではという気はしています。

会長 中学校現場で混乱があるようだが、学校関係者以外の委員で意見がありますか。

委員 推薦枠を大きくしていくと、親も本人もいろいろな意味で影響があると思います。推薦入試のない学校もあり、その場合、生徒本人の「そこに入ろう」という意欲が湧きます。その若者らしい意欲を大切にしてほしいと思います。入った後のレベルが、推薦入試とそうでない場合で違うということがあるように思います。できるだけ切磋琢磨しながら、総合的に挑戦していこうということは大切なのではないのでしょうか。

文化推薦については、管楽器など、石見のほうでは小さな学校が集まってやっています。皆が一緒になって頑張った結果、一緒に江津にある私立高校へ行こうという雰囲気生まれたりしています。1校ではできないという事情もありますが、周辺と一緒にやっているということもあり、そういう意味で文化推薦は進めてほしいと思います。

会長 1校だけで部活動をしているわけじゃないということですね。

委員 学力検査では、スポーツに秀でた生徒はとれないのかということですね。学力もスポーツもできる生徒が実際推薦で入っているのか、それとも学力は厳しいけれどもスポーツでは秀でているので、是非この学校で頑張らせたいという生徒が推薦で入っているのか、実態はどうかということと、入学後はどうなのかということを知りたいと思います。それから、小～大学まで推薦できて入試を経験していない子どもが社会に出るときに、就職試験などがありますが、勉強のしかたが分からない、長期にわたって頑張るといことが分からないことがあるというような話も聞きました。推薦入試にもいろいろなレベルがあり、全国レベルの素晴らしい力を持っていて推薦される場合もあれば、特別なことはないけれども推薦枠をいただいて入り、社会人として活躍できるように鍛えてもらうという現状もあります。そのところはどうかのだろうという思いはあります。

会長 推薦は、面接、書類等ですから・・・。

事務局 念のために確認すると、高校は単位をとって進級しなくてははいけません。データ的にスポーツ推薦で入った生徒が進級できていないわけではありません。どれくらいの学力がということは個人によって違いがありますので、一概には言えませんが、基本的に、スポーツ推薦でやっている学校は、県の重点校であり、専門の指導者もあり、実績も県のトップの学校です。それは固定せず、3年ごとに見直しています。教員も指導力のあるものなど特別な配慮をしています。スポーツ推薦で入った生徒が学力の面で非常に厳しいというデータはありません。ただ、大学もそうだが、スポーツ推薦で入った生徒は、基本的にその競技を継続することが前提なので、けがなどで続けられなくなったときに、学校をやめることはないにしても、いろいろ問題がある、苦労をしているということを知ったことはあります。

会長 推薦入試について他に意見は？

委員 中高一貫教育についてお願いしたいと思います。簡便な入試のために、生徒の学力はどうかという話がありましたが、中高の連携のもとに、生徒たちは力をつけてきているということを知っています。私からは、定員についてお願いしたいと思います。飯南高校、吉賀高校は中高一貫の枠は定員内に入るので、例えば吉賀高校で、40人連携中学校から志願があり全員合格すると、一般選抜で生徒が募集できないという実態があります。定員内という縛りのために、何人一般選抜で募集できるかについて連携校以外の中学校へ言えず、学校説明会に出かけにくいということがあります。県外（山口など）からの生徒を募集している中山間地域の学校がありますが、そこにも手が挙げられません。生活圏が同じ県外からの志願者もいると聞くことがありますが、定員が不明な一般選抜での受検となります。それでいろいろなところから幅広く生徒をとり、地元の生徒と切磋琢磨させる雰囲気作りがうまくできない状況だと聞いています。中高一貫教育校の特別選抜については、今後、定員について検討してほしいと思っています。

会長 2回目以降の審議に生かしていきたいと思います。

2項目、各高校、各学科等の特色に配慮した選抜方法についてです。事務局のほうから説明を受けて一緒に審議したいと思います。

事務局 学習指導要領が変わり評価項目が変わったことで、個人調査報告書も変わってきます。大きな変更では、選択教科がなくなりました。各教科の観点別評価の観点も若干変わります。続いて個人調査報告書と学力検査の比率について説明します。現在高校側が、80：20、70：30、60：40、50：50、40：60の5つの比率の中から選べるようになっていきます。結果的に、専門学科、専門高校では60：40という比率が比較的多くなっています。逆に、普通高校では40：60という学校が点々と見られます。平成22年度入試では、60：40の学校が20校、50：50の学校が16校、40：60が5校でした。続いて傾斜配点とは、学力検査のうち1教科を2倍までの範囲で増やすことができるというものです。現在2校が採用しています。また面接についてですが、実施について、点数化については学校が選択しています。平成22年度は41校中17校が点数化をしています。点数化する学校については、その点を個人調査報告書と学力検査を合わせた100点に足して、選抜を行っています。

会長 一般入試について3点説明がありました。混ぜて進めていきたいと思いますので、ご質問があればお願いします。

委員 島根県の高校入試では多様化が進んでいると思います。ただ気になる点として、傾斜配点、これは大学入試はよくやっており、有効であると思いますが、現実には2校しか採用していません。制度設計しても現実に使われないのであれば、意味がないのではないのでしょうか。使われるような方策を同時に考えていかないといけないのではないのでしょうか。同じことが個人調査報告書と学力検査の比率についてもバリエーションがあるにも関わらず、実際には3つの比率に固まっています。意図したことが実現していない原因を考えていかないといけないと思います。傾斜配点をなぜ2校しか採用していないか、何か原因をつかんでおられますか。

事務局 理由はつかんでいませんが、学力検査については500点満点を圧縮します。1教科を200点に2倍したとしても、実際にはそれほど点数に表れにくいということが背景にあるので

はないかと思います。ただ、学校の特色をPRする手段としては有効ということで使っておられると思います。来年度入試ですが、松江工業高校では、数学を2倍にする傾斜配点を元に戻すという報告を受けています。その理由として、数学が2倍になることで数学嫌いの生徒が敬遠することを懸念して、学校が判断されたようです。

会長 2つめの質問、個人調査報告書と学力検査の比率が多様に見えて実際は狭い範囲になっていることについて、おそらく県教委の指導があると思われませんが、この点についてどのように見ておられますか？

事務局 県教委からは特に指導しているということはありません。以前は定時制課程で80：20などがありましたが、あまりにも学力検査の比重が小さいと判断されたようです。やはりある程度学力を身につけた生徒を募集したいという意図があったのかもしれませんが、はっきりとした理由はつかんでおりません。

会長 比率の問題について、中学校からは現状をどのように見ておられますか？望ましいと見ておられますか。中学校の方ではさほど問題はないということでしょうか。他にいかがですか。

委員 事務的なことですが、個人調査報告書について現場の教員の多くからの声ですが、簡素化できないかという要望が出ています。特に所見が多い。総合所見など実際にはほぼ同じ内容を書くようになるので、事務量が多くなるので、もう少し簡素化できないかという要望があります。

事務局 この点は、この会で審議していただきたいと思います。様式だけではイメージできないので、具体的なものを次回にでもみていただければと思います。内容についても次回ご審議いただきたいと思います。

会長 面接の点数化については各高校で決めています。この点の意見は？中学校からみたらどうでしょうか？生徒から見たら点数化される学校、されない学校があると気になるでしょうか。

委員 面接および作文は点数化されるのでしょうか。される場合、どういう観点からされるのでしょうか。

会長 実際はいかがでしょうか。

事務局 一般選抜では面接のみで、作文はありません。

推薦の作文は、そんなに難しくなく、高校生活への意気込み、期待、意欲などを書かせるもので、面接だけでは見られないものを見ています。中学校でもそれなりの準備をしてこられているので、心構えの確認にもなりますし、そんなに差がつくというものでもないかもしれませんが、面接と作文で点数化をしています。

会長 推薦入試では面接と作文を点数化しているということですね。全体を通して何かありますか？

委員 一般選抜で面接を得点化していないようですが、受験生の心理としてハードルを課して得点にしないというのは腑に落ちませんが、そのあたりでいかがでしょうか。得点化はしないけれども、何かの指標に使っているのでしょうか。

事務局 得点化していない学校は第1志望者のみ面接を行う学校に多くなっています。島根県の場合は第2志望校制度をとっていますので、得点化するならば第1志望者、第2志望者両方とも面接をする必要があります。

委員 人物を見るということですね。得点化しないということは見ただけということになりますね。得点化しないけれども何か判断基準に使っていることはないのでしょうか。

会長 大学入試では、すべて得点化されますね。
それでは後半も議題がありますので、5分休憩します。

= 休 憩 =

会長 それでは、会議を再開します。3項目め、多様な生徒に対する入学者選抜について、事務局より説明をお願いします。

事務局 次に挙げる条件を満たす生徒については、特別措置の対象としております。まず、帰国生徒で、原則として外国における在学期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内又は帰国予定のもの。外国人生徒については、原則として入国後3年以内のもの。具体的な特別措置の内容は、学力検査の教科については、協議の上、検査教科の一部を減じることができる。減じた場合には作文を加えることができる。時間延長についても協議の上認めるとなっています。以前は外国人生徒も入国後2年以内が特別措置の対象でしたが、最近外国人生徒が多くなっており、2年間では日本語の習得が難しいという中学校からの意見が多くあり、他県の様子も調べた上、2年前に、外国人生徒については入国後3年以内という形に改めています。実際にどれくらいの生徒が特別措置を受けているかということはそんなに多くありません。平成22年度入試では2名、21年度入試では3名でした。現在小中学校には多くの外国人生徒が在籍しているという話を聞いています。今後こういった受検が増える可能性があるかと認識しています。

続いて県外からの出願ですが、一般に認めている場合は、一家転住で保護者の居住地が県内にある場合、鳥取県山口県、一部近接県から受け入れている場合、他県にない水産高校を受検する場合、これらについては制限を設けず、県内生徒と同じ扱いをしています。その他認めている場合として、保護者は県外にいるが、本人だけ県内の高校に行きたいという場合があります。これについては前回の答申で意見をいただき、平成15年度入試から、県内に保護者に代わる身元引受人がいる場合、それは原則として祖父母や伯父叔母等の親族を考えていますが、その場合は受検できるように改めています。

なお、中山間地域、離島の高校では、入学生が定員を満たしていないということで、県外から多くの受検を求めています。県内に親族がいない場合でも、それ以外の者を身元引受人とし、出願を認めることができるとしています。身元引受人によって出願する場合は、合格者は原則として4名以内と枠を設けています。これは地元の生徒を優遇しなければならないためです。ただ中山間地域、離島の高校については、一応原則はありますが、それを上回っての合格も、協議の上認めております。身元引受人の制度による出願は、8校の高校がPRしているということもあり、平成22年度では28人の出願が実際にありました。

3番目です。特別な支援を必要とする生徒への対応ですが、個別に行っています。障がいの程度と希望する特別な配慮について、申請書を中学校長を經由して県教委へ提出してもらい、県教委の方で志願先の高校とも相談の上、対応策を決めています。過去に、視覚障がいについては、問題用紙や解答用紙の拡大、試験時間の延長を認めた例があります。聴覚障がいについては、放送問題を監督者が実際に読むという形で対応した例があります。また、手話技術者を試験会場に呼ぶ、リスニング問題のテキストを受検者が目で読むということをした場合もありました。補聴器、ヘッドフォンというのは割と頻繁に行われている措置です。別室

受検や休憩時間の変更等を行っています。以上です。

会長 多様な生徒に対する選抜方法について、ご質問、ご意見を。

委員 現在特別な配慮を必要とする生徒について、発達障がいの子が増えていることと、周囲の理解について、かなり改善されていますが、あまり理解が進まず、困り感をずっと引きずっていきことがあります。特に中学校から高校に行く時に、迷いがあるだろうと思います。小学校の時に知った生徒で、高校へ行きたいという希望を持っていた生徒が、中学校三年の時に、高校は多分駄目だから、養護学校へ行くと知っているのを聞いて、算数など素晴らしい力を持っていたのにどうして駄目なのだろうと思ったこともあります。そこで伺いたいことは、申請書から個別に対応するというのですが、実施例の中には発達障がいの事例はないのかということです。一般の受検生と一緒に受検する場合に、問題文がすらすら読めないというように、障がい故に受検の際に不利になることがあるのではないかと、その時配慮がされているのか、実態をお聞きしたいということで、質問します。

会長 発達障がい、学習障がいのある生徒が入試で不利益を受けているかもしれないという課題があります。まだ研究途上という面はありますが、この問題について県としてはいかがでしょうか。

事務局 非常に大きな問題で、今後検討したいと思っています。発達障がいについては、過去1例申請があったという資料を見た記憶があります。詳細は覚えていませんが、突如「眠くなる」ことがあるという場合で、特別措置として、そのような場合には監督者が肩をたたくなど刺激を与えることを認めたという文書を見たことがあります。

実態としては、そういう発達障がいの生徒は従来に比べてたくさん入学しています。入試に限らず、事前の情報交換等、いろいろ連絡を密にしてやる必要があります。

委員 中学校でも大きな課題であると捉えています。最近では高校にも事前に配慮していただき感謝しています。一例だが、統合失調症の生徒が面接試験を受ける際に、事前に校長先生、教頭先生をお願いに行き、面接の時に小さい声が聞き取れるように距離を縮めてもらう等配慮してもらったことがありました。最近では理解が進んできています。

会長 現在は中学校から申請がないと配慮はないわけですが、これからは障がいの定義を広げる方向で考えてほしいと思います。

委員 教育現場の方はご存じでしょうが、特別支援教育の対象の概念図の資料を持っています。全国で1079万人程度いる義務教育段階の児童生徒のうち、特別支援学校には約6万人、全体の0.5～0.6%がいます。特別支援学級には12万4千人程度、全体の1.15%、通常学級の中には発達障がいの子供が4万5千人、0.4%がいます。全体を合わせると、23万人、全体の2%が何らかの障がいを持ち、特別な支援が必要ということになります。今、インクルーシブ教育をしましようという方向になっていますが、鳥根県では知的に遅れない生徒が、高校ではなくて養護学校の高等部へ行くことが多くなっています。その結果、養護学校の高等部は人数が増えてパンク状態となっています。入試で配慮するとは、どういう配慮をして救えるのか、心配もし、疑問ももっているため、審議会の中で出てくるといいと思っています。

事務局 実態としては小、中、高の連携も以前より強まっており、一人一人の子どもを救おうという方向になっていると思います。次回以降、検討いただきたい大きな課題と捉えていますので、データの示し、今同時進行で開催している特別支援教育の在り方検討会との関連も

含め、検討したいと思います。

会長 障がいを持った子どもたちと一緒に過ごすことが教育的な面で大きいと言われております。社会へ出た時に、学校で学んだことは大きな意味を持ってきます。特別な配慮を必要とする生徒たちへの対応について、高校でも検討すべきときであるということでは認識は一致していると思います。他にいかがでしょうか？

委員 県外からの生徒の出願についてだが、広い意味で該当すると思うのが、地域内・外、通学区内・外という制度についてです。これは今回は検討課題にしないということでしょうか。

事務局 特に松江市内の通学区を想定しておられると思いますが、これについては平成18年度に通学区区域検討委員会で答申を受けており、一応の決着がついたと考えています。そこで今回は諮問から除外をさせていただきたい。しかし、いろいろなご意見は伺いたいと思います。

委員 もう1点お願いします。2年ほど前に、高校に合格したが、期日までに入学金を納めなかったから行けなかったという事例を聞いています。今、高校の授業料が無償となっていますが、60人の生徒が公立を志願しながら、私学に行っているという資料を見ると、そのことについて、どういうことをすべきか、何か救済手段を持つべきなのかということをお教えください。

会長 経済的に困難な受検生についてですね。入学金等が支払えなくても入学できる措置がありますか、ということです。

事務局 授業料は無償化となりましたが、PTA会費、学級費、教材費等については負担があります。そういった面で負担が大きいというのは事実です。授業料の無償化に伴って減免制度もなくなり、現在は、水産高校の専攻科のみが対象となっています。奨学金制度を充実させていくということに県としては関わっています。

委員 それは新たなものでなく、これまでもあったものですね。PTA会費についても配慮はないですね。

事務局 学校単位でPTA会費について配慮されているところ、授業料の減免を受けている生徒はPTA会費も同様に扱う等を行っているところもありますが、全体としては限られています。

会長 帰国生徒についてはどうでしょうか。実際入った生徒は、入学後高校生活でどうかというデータでもあればお願いします。

事務局 平成19年度に中国籍の生徒2名が分校に入りましたが、漢文等を得意とし、いきいきと活動しているそうです。平成21年度も中国籍の生徒2名が中山間地域の高校に入っていますが、数学等で力をもっていて学年トップである等と聞いています。国、社などは入試の段階でハンディがあるようですが、それ以外の教科は差はないというのが実情のようです。

会長 では、4つ目の項目、受検機会の複数化についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 本県の場合、志願者は第1志望校と第2志望校の2つ出願することができます。選抜方法ですが、まず第1志望校で選抜を行います。定員の70%までを選考します。残り30%のところは、第1志望校をまだ合格になっていない生徒と、他校を不合格になって第2志望校に回ってきた生徒、他校で留保、まだ合格も不合格も出ていない状態の生徒を対象にして、第1志望校、第2志望校の区別なく選考しています。平成22年度入試では、46%程度の生徒が第2志望校まで出願しています。そのうち全日制で第1志望校受検者が5293名、そのうち第1志望校合格者が5155名、第2志望校に回った受検生が73名、そして第2志望校合格者が69名です。近年高校入試の倍率が1倍を切るようになっており、第1志望校

で合格する受検生が増え、第2志望校へ回る受検生が少なくなっているというのが現状です。それから、2次募集についてですが、現在定時制課程に限って認めています。対象となる学校は、3月合格発表が終わって、定員に余裕のある定時制課程の学校です。平成22年度入試では187名募集しましたが受験者は25名、合格は16名でした。以上です。

会長 受検機会の複数化の問題についてですが、いかがでしょうか。

委員 資料の中で、松江東の第1志望者231名、第1志望合格者233名について説明をお願いします。

事務局 松江市内の3校の普通高校では次のような受検ができます。松江北高校理数科を第1志望校第1志望学科とし、松江東高校の普通科を第1志望校第2志望学科とするという形です。松江市内の普通高校3校については、学校が異なっても、第1志望校の第1志望学科、第2志望学科という出願ができます。松江東高校の場合、231名というのは本来松江東高を第1志望校にしていた受検生ですが、松江北高校理数科を不合格になって、松江東高校普通科を合格になったという受検生が若干いますので、それがプラス2名分だと思われます。

念のために、説明しますが、第1志望、第2志望は別々に試験を受けるわけではなく、第1志望校で受検をし、そこで不合格の場合はそのデータが第2志望校へ回るという形です。それに対して2次募集は、また新たに出願をし試験を受けるという形です。

会長 受検機会の複数化はよいことですが、全体で第2志望の恩恵を被った人数は多くないですね。これでよいでしょうか。定員の7割は第1志望で、残り3割は第1志望と第2志望とでという、かなり複雑な選考過程を経るという話でしたが、現実のごくわずかの人が該当しています。さきほど年々減ってきているという話もありましたが、今後どう考えたらいいか、検討を重ねる必要があるでしょうか。

事務局 恩恵を受ける生徒が少なくなっているというご指摘ですが、ここ数年で、倍率が下がっており、第1志望で合格する生徒の割合が増えているという現象があります。確かに、おっしゃることは検討課題です。他県で、第2志望校制度をとっているところは少なくなってきており、2～3県程度という状況です。

会長 それでは、予定時間がきましたので、終了したいと思いますですが、この4つ以外に検討課題がありますか。

委員 意見なし

会長 よろしいですか。それでは、この4点を継続して審議会の議題にしていきたいと思います。

教育監挨拶

閉会 以上をもちまして、第1回教育課程審議회를終了します。